平成２４年（フ）第２９６７号
大阪府茨木市三島丘２丁目24番21号
債務者　渋谷　　純（旧姓谷本・間宮・角地）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７９号
大阪府豊中市上新田３丁目２番７―107号
債務者　佐藤　長生
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１９号
大阪市東淀川区豊里７丁目28番19号大道マンション３Ｃ号
債務者　西田八重子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６３号
大阪市西淀川区福町２丁目７番２―404号、住民票上の住所大阪市西淀川区福町２丁目26番26号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９１号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目１番20号
債務者　中見彰伸こと　中見　佳廣
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０４号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目５番11―702号
債務者　松村有起子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９２２号
大阪府豊中市宮山町２丁目３番63号
債務者　小野　祥子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９９６号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里Ａ07号
債務者　森本麻衣子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９９９号
大阪府高槻市別所本町10番１―501号
債務者　峯尾　　武
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４２号
大阪市旭区今市２丁目11番18号　永安芳博方、住民票上の住所大阪府守口市藤田町６丁目５番３号
債務者　永安　利彰
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８９号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―1205号
債務者　西岡明美こと　呉　　明美(旧姓宮本)
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２９号
大阪府八尾市萱振町１丁目35番地の７
債務者　岡崎　健一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６５５号
大阪市西淀川区佃１丁目24番７号アーバンハイツ佃103号室
債務者　土橋　春美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６７３号
大阪市旭区高殿４丁目12番16号　メゾンドソレイユ102号
債務者　北村　恭一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６７９号
大阪府箕面市瀬川４丁目15番５号
債務者　松尾　正美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６８９号
大阪市天王寺区東高津町３番16号　メゾン丸宮201号
債務者　阿間　武史
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９１号
大阪市港区池島３丁目10番25―108号
債務者　松井　　泉
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７２号
堺市南区晴美台１丁29番９―301号、前住所堺市中区陶器北1691番地１―715号
債務者　沼谷　文子（旧姓辻元）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係